

浜松市水道未普及地域における臨時給水取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項に規定する水道事業経営の認可を受けた者が経営する給水区域を除く地域(以下「水道未普及地域」という。)において、水道用水を供給することが住民の福祉の増進を図るため、必要であると認めるとき(非常災害時を除く。)に臨時に行う給水(以下「臨時給水」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(給水の対象)

第2条 臨時給水の対象となる者は、水道未普及地域において、飲料水供給施設及び個人水道等から生活用水を得ている者で、施設(取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設又は配水施設)の破損、水源の濁水、濁水等により臨時給水の必要性が生じた次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)本市の住民基本台帳に記録された者であって、当該記録された住所が水道未普及地域の区域内である者

(2)前号に定める者のほか、水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が適当と認めた者

(給水の申込み)

第3条 臨時給水により給水を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、給水申込書(第1号様式)を管理者に提出しなければならない。

(給水申込みの審査及び決定)

第4条 管理者は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要がある場合は現地調査を行うものとする。

2 管理者は、申込者に対する給水を適当と認めるときは、申込者に給水決定した旨を、給水決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

3 管理者は、申込者に対する給水が適当でないとき、申込者に給水決定しなかった旨をその理由を付した給水不承諾通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(資機材の調達)

第5条 前条の規定により、給水決定を受けた者(以下「給水対象者」という。)は、浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金要綱別表第2に規定する生活用水を貯留するための水タンク及び配水施設並びに滅菌装置等の簡易浄水施設を整備し、又は同等程度の性能を備えたものを調達しなければならない。ただし、第6条第3項に規定する水道用水を管理者が指定する場所に取りに来る場合は、この限りでない。

2 給水対象者は、緊急やむを得ない場合において、ポリタンク等の資機材を用意できない場合及び必要量の給水を受水する貯水タンク等がない場合は、管理者から無償でポリタンク等の資機材を借用することができる。

3 給水対象者は、前項の規定により管理者が所有するポリタンク等の資機材を借用するときは、資機材借用申込書兼誓約書(第4号様式)を管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、給水対象者に資機材の貸出決定した旨を、資機材貸出決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（経費の負担及び算定）

第6条 給水対象者は、1 m³当たり200円に消費税及び地方消費税率を乗じた額に給水量を乗じて得た額（以下「給水料金」という。）と水道用水を運搬するために係る費用（以下「運搬費用」という。）1回当たり500円を合わせた額（以下「経費」という。）を負担するものとする。

2 前項の規定により給水料金を算定する場合において、1 m³未満の給水量が生じたときは、次に定めるところにより算定する。

（1）給水を必要とする期間（給水を必要とする期間が長期間に及ぶ場合は、2月を1期間として算定する。以下「給水期間」という。）に給水した給水量の合計が1 m³未満の場合は1 m³とする。

（2）給水期間に給水した給水量の合計に1 m³に満たない端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、給水対象者が水道用水を管理者が指定する場所に取りに来た場合の経費は、給水料金とする。

（経費の請求及び納付）

第7条 管理者は、給水完了後、第6条に規定する経費を給水対象者に請求書（第5号様式）により請求するものとする。

2 給水対象者は、管理者から請求のあった経費を、請求の日より20日以内に所定の方法により納付するものとする。

（給水日時）

第8条 給水対象者に給水する日は、管理者が必要と認める日において行うものとする。

（給水対象者の責務）

第9条 給水対象者は、給水後の水の安全性を確保するため、受水タンク、ポリタンク等の清掃等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（損害賠償）

第10条 給水対象者は、管理者の責めに帰すべき事由によるものを除き、給水後に発生した事故等に対する損害の賠償を管理者に請求することができないものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

給 水 申 込 書

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所（又は所在地）

申込者 氏名（又は名称）

（署名又は記名押印をしてください。）

TEL：

浜松市水道未普及地域における臨時給水取扱要綱に規定する経費の負担、損害賠償等の規定を承諾し、次のとおり給水を申し込みます。

記

理 由		
期 間		
必要水量		
給水場所		
経費等の請求先	住所（又は所在地）	
	氏名（又は名称）	

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

住所（又は所在地）
氏名（又は名称）

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

給水決定通知書

年 月 日付けで申請のあった給水については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 給水期間 年 月 日 から 年 月 日まで

2. 給水条件

- (1) 申込者は、水道用水の供給に要した経費を負担する。
経費の算定は、浜松市水道未普及地域における臨時給水取扱要綱第 6 条の規定に基づき算定した額とする。
- (2) 申込者は、給水後に発生した事故等に対する損害の賠償を管理者に請求することができない。ただし、管理者の責めに帰すべき理由により申込者に損害を与えた場合は、申込者にその損害を賠償するものとする。
- (3) その他の事項については、浜松市水道未普及地域における臨時給水取扱要綱の規定によるものとする。

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

住所（又は所在地）
氏名（又は名称）

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

給水不承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった給水については、下記の理由により不決定としたので通知します。

記

（理由）

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所（又は所在地）
申込者 氏名（又は名称）
（署名又は記名押印をしてください。）
TEL：

資機材借用申込書兼誓約書

給水決定に当たり、次のとおり資機材を借り受けたく申し込みます。なお、借用に際し、私は次の事項を誓約します。

- ・貸出期間満了の場合は、管理者が指定する場所に速やかに返却すること。
- ・返却する資機材は、借用時同様に引き続き使用可能となるよう洗浄等を行うこと。
- ・資機材を紛失、破損等したときは、その損害を賠償すること。

借用理由								
借用期間	自	年	月	日	～ 至	年	月	日
管理責任者	氏名		電話					
必要水量								
給水場所	浜松市							
資機材	ポリタンク	用	個	用	個	合計	個	
	その他							
特記事項								

資機材貸出決定通知書

年 月 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

当申込書による資機材の借用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 貸出期間 年 月 日 から 年 月 日まで
2. 貸出する資機材

第5号様式（第7条関係）

請 求 書

金 円

年 月 日付けで申請のあった給水は完了したので、浜松市水道未普及地域における臨時給水取扱要綱第7条の規定に基づき給水料金及び運搬費用を下記のとおり請求します。

記

年 月 日

住所（又は所在地）
氏名（又は名称）

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

（給水料金及び運搬費用内訳）

給水料金	m ³	円
運搬費用	回	円
合計		円

（納付期限）

年 月 日